

千葉県ことばを育てる会 会則

- 第1条 この会は、「千葉県ことばを育てる会」と称し、従来の「千葉県言語障害児を持つ親の会」を継続する組織である。
- 第2条 この会は、子どものことばを育てるために、親と難聴・言語障害教育関係者がお互いに手を結んで、問題を解決し、広く社会の人々の正しい理解と支援・啓発を行うことを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 難聴・言語障害教育の推進、通級指導教室の促進・充実。
 2. 学習会、講演会、相談会などの開催。
 3. 啓発活動、会報等の発行。
 4. NPO 法人全国ことばを育む会との連携。
 5. その他、会の目的を達成するために必要な事業。
- 第4条 この会は、次のものをもって組織する。
1. 県内各郡・市町村の親の会を単位団体とする。
 2. この会の趣旨に賛同する難聴・言語障害教育関係者等。
 3. 元親の会会員で本会活動を継続するもの。
 4. その他、会の趣旨に賛同するもの。
- 第5条 この会は、千葉県内 郡・市町村単位の代表者と、関係者の代表者の理事で構成する。
- 第6条 この会を運営するために次の役員を置く。
- (1) 会長 1 名 (2) 副会長 2 名 (3) 会計 2 名 (4) 庶務 2 名 (5) 監事 2 名
- 第7条 役員は理事会において互選及び推薦し、総会においてこれを承認する。
- 第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第9条 この会の事務局は会長の指定するところ(事務局長 宮本紀子宅 木更津市桜井 1450 番地)に置くこととし、次の事務局員を会長が委嘱する。
- 役員が兼務することができる。
- (1) 事務局長 1 名 (2) 事務局次長 1 名 (3) 事務局員若干名
- 第9条の2 この会の会計は会長の指定するところ(会計 三枝明美 宅)に置く。
- 尚、上記に変更のある場合は、理事会に報告することにより変更できることとする。
- 第10条 この会の運営を充実するために顧問、相談役を置くことができる。
- 第11条 役員の任務は次のとおりとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括し会議を招集する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
なお、第3条の事業を担当する。
 - (3) 事務局長は事務局を統括し、事業の運営に参画する。
 - (4) 監事は、業務執行の状況および財産の状況を監査し、総会において監査報告をする。

- 第12条 この会は、次の会議の決議によって運営し、会長はこれを招集する。
(1)大会 (2)総会 (3)理事会 (4)役員会 (5)事務局会 (6)委員会
- 第13条 総会は年1回開催し、事業報告及び計画、決算、予算、役員改選、会則等について審議し決議する。
- 第14条 この会の運営は単位団体の分担金、会費、補助金、寄付金及び事業利益金等でまかなう。
- 第15条 単位団体の分担金は基本額 6000 円+300 円×会員数とする。
- 第16条 この会則は、総会の議決及び緊急の場合は理事会により、改めることができる。

(付則)

- ・この会則は、昭和40年5月8日発足の「千葉県言語障害児をもつ親の会連絡協議会」の会則として施行された。
- ・昭和43年4月1日 「千葉県言語障害児を持つ親の会」に改称。
- ・昭和52年6月5日 第15条の一部改正。
- ・昭和61年4月1日 第9条の一部改正。
- ・平成4年5月7日 第15条の一部改正。
- ・平成11年5月14日 第9条の一部改正。
- ・平成12年3月14日から、「名称・規約検討委員会」を開催し検討。
- ・平成13年5月24日 「千葉県ことばを育てる会」に改称。現行の会則実施。
- ・平成15年5月27日 第9条の2を追加。
- ・平成20年5月28日 第3条の4 「NPO 法人全国ことばを育む会」に名称変更。
- ・平成23年6月13日 第13条の一部削除
- ・平成24年6月12日 第6条、第11条 改正
- ・平成29年6月30日 第15条 改正
- ・令和元年6月21日 第6条 改正
- ・令和4年6月16日 第15条 改正
- ・令和6年6月13日 第6条、第9条 改正

(慶弔補則)

- ・この会の役員、各地区から届出のある理事の弔慰金は 5000 円とする。
- ・この会に功労のあった者への弔慰については 役員会に一任する。